

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成19年7月20日

宮古地方振興局長 大 矢 正 昭

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 尾半商事有限会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 びはんショッピングプラザ 下閉伊郡山田町中央町5番6号ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成19年7月7日

2 届出年月日 平成19年7月6日

3 縦覧場所 宮古地方振興局企画総務部及び山田町役場